

# 愛知県保険医協会

## 学生会員ニュース No.34

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <http://aichi-hkn.jp/> e-mail [aichi-hkn@doc-net.or.jp](mailto:aichi-hkn@doc-net.or.jp)

### 【学生会員のみなさんへ】

夏から急に秋の気配がやってきましたね。

今回は前回の学生会員ニュースでお伝えした「ウログラフィン」造影剤誤投与裁判の判決について報じています。ぜひ、感想等お寄せください。

### 国立国際医療研究センター「ウログラフィン」造影剤誤投与、判決言い渡される

前回の学生会員ニュースでお伝えした、国立国際医療研究センターで起こった「ウログラフィン」造影剤誤投与裁判の判決が7月14日に東京地裁で言い渡されました。

当時5年目の研修医(30歳)に対する判決は、「禁固1年、執行猶予3年の有罪判決」。控訴期限の7月28日までに、検察側と本人側ともに控訴せず、判決が確定しました。裁判長は、「研修医だけを責めることはできない」としつつも「初歩的なミスで生じたもので、過失は重く、減刑する理由にはならない」と判決理由を述べました。

同様の事故では、下表に示したようにこれまでも医師個人の責任が問われたにも関わらず、50年以上に渡り、繰り返し発生し尊い命が失われていることが分かります。

医療は常に不確実性を伴うもので、ヒューマン・エラーは避けられないものであり、本来それをカバーする「システム」が必要です。しかし、今回の判決でもこれまでと同様に事故を個人の責任に帰結しており、再発防止に役立つものではありません。

また、裁判では造影剤のダブルチェック体制が欠落していたこと、経験ある看護師等が立ち会っていなかったこと等、病院のシステムに多くの問題があったことが明らかとなっています。今回の事故を受け、メーカーは「ウログラフィン」の包装改良を行い、「脊髄造影禁止」の文字を拡大し強調しました。

これ以上、同種の事故が起こらないように医師個人の責任追及ではなく、「システム」の改善が今改めて求められています。刑事裁判は終結したものの、研修医には行政処分、損害賠償等での責任がまだ残されています。

表【脊椎へのウログラフィン誤投与事故の概要・判決】

	事故発生日時・場所	概要	判決
1	1963年 静岡県	進行性筋萎縮症 女性 26歳 死亡(3人死亡、3人重症)	全国で初めて医療行為で医師が起訴され、実刑が確定
2	1988年10月25日 鹿児島県 国立療養所星塚敬愛園	腰痛の男性(71歳)と女性(55歳) 死亡	禁固1年、執行猶予3年 (90年9月13日)
3	1990年 岩手県 岩手労災病院	1例死亡	医師罰金20万円、看護師罰金10万円 (90年3月30日)
4	1992年 山梨県 山梨県立中央病院	椎間板ヘルニア 女性(58歳)死亡	禁固10カ月、執行猶予2年 (94年6月3日)
5	1996年 福島県 総合会津中央病院	椎間板ヘルニア 男性(25歳)死亡	罰金50万円(97年10月9日)
6	1996年 静岡県 国立東静岡病院	1例死亡	罰金50万円(98年3月24日)

